

平成 28 年度第 3 回安城市農業振興協議会

平成 28 年 11 月 21 日（月）
午前 10 時から 12 時まで
市役所本庁舎 3 階第 10 会議室

1 あいさつ

副市長：（あいさつ）

事務局：それでは、改めまして、ただいまより平成 28 年度第 3 回安城市農業振興協議会を開催いたします。

はじめに、会長よりごあいさつをいただきます。

会長：（あいさつ）

事務局：本日は、安藤明美委員、石川克則委員、中嶋恵美子委員の 3 名から欠席の連絡をいただいています。

委員会規則 3 条に定める要件、委員の半数以上が出席という条件を満たしていますので、本協議会は成立していることを、あらかじめご報告いたします。

本協議会の議長は、規則第 3 条において、会長が務めることとなっておりますので、以降の進行は会長にお願いいたします。

2 議題

（1）第 2 次安城市食料・農業・交流基本計画（案）について

会長：議題（1）第 2 次安城市食料・農業・交流基本計画（案）について、事務局より説明をお願いします。

事務局：（説明）

事務局：（補足説明）

会長：ただいま説明がありました内容について、ご意見等があればお願いします。

古居委員：送付していただいた資料を読ませていただきました。全般的に、いろいろなところが網羅されており、漏れているところもあまりないと思いましたが、環境についてはもう少し入れていただきたいと思いますが、入れていただいただけでありがたいと思います。

少し単純な質問です。用語解説の部分で、ページ順に解説があり、また、あいうえお順に解説があります。丁寧すぎるのではないのでしょうか。あいうえお順だけでも相当なページ数になりますので、ページ順だけではないでしょうか。

会長：事務局いかがですか。

事務局：用語解説の方法については、今の計画のやり方を準用して載せています。※は最初にでてきたときにしか付きません。後からでてきた文言には付きませんので、確認す

る際にわからなくなる可能性があります。そのようなときには、50音順で見ていただくとわかりやすいということで、両方を掲載しています。

古居委員：紙の印刷代がもったいないと思います。結局、前から※を探すことになると思います。

事務局：整理をさせていただきます。

古居委員：ありがとうございます。

会長：他にはご意見等、ございませんか。

では、これで議題（１）の質疑を終了させていただきます。委員のみなさんからいただいたご指摘やご意見を反映させた修正については、事務局に一任したいと思います。よろしいでしょうか。

一同：（異議なし）

会長：では、修正等は事務局に一任するというので、第２次安城市食料・農業・交流基本計画（案）について了承することにご異議ございませんか。

一同：（異議なし）

会長：異議なしと認めます。よって、本議題は了承されました。

（２）今後のスケジュールについて

会長：議題（２）今後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

事務局：（説明）

会長：ただいま説明がありました内容について、ご意見等があればお願いします。

質疑がないようですので、今後のスケジュールについては、了承することにご異議ございませんか。

一同：（異議なし）

会長：異議なしと認めます。よって、本議題は了承されました。

議題についての審議はすべて終了しました。みなさまのご協力、ありがとうございました。

事務局：ありがとうございました。用語解説については、検討させていただきます。

３ その他

事務局：その他として、１点連絡事項があります。

事務局：（次回の会議予定について説明）

事務局：海外行政調査の概要報告をさせていただきます。

（報告）

事務局：（あいちのかおりの出荷について報告）

せっかくの機会ですので、ご質問あればお願いします。

稲垣委員：実際、プロジェクトとして立ち上げ、販路拡大に向けて動いていくとなると、

主になるのは農務課ですか。それとも商工課ですか。

事務局：まだ、どのような体制で進めるか定かになっていませんが、すでに特産品協議会という組織があります。それは、市とJAと商工会議所等が参画したもので、これまで、いちじくワイン等さまざまな加工品の開発等をしてきています。そのような共同組織がすでにありますので、特産品協議会を母体にしながら、市とJAと商工会議所等と一緒に進めていくということが有効かと考えています。

いずれにしても、簡単ではないということが、今回、よくわかりました。可能性と共に、難しさも同時に感じました。しかし、安城市が単独で行うことでもないという側面もあり、国や県の投資が必要です。安城市内においては、農協と市と会議所の共同体制で、プロジェクトを進めていくことが重要だと思っています。今回のことは、そのきっかけとなったと思います。

事務局：商工課サイドで、みやげもの推奨という協議会があり、農家サイドでは、特産品という括りがあります。2つあるということですが、もちろんメンバーはいつも重なっています。最初は農業サイドの特産品のほうでスタートしてはどうかと考えています。

他にご意見、ご質問はよろしいですか。

では、本日ご用意いたしました議題あるいは報告については以上です。

会議を通じ、総じてご質問、ご意見があればお願いします。

石川委員：次年度以降の農業についての転換の中で、農業委員会の編成で、農業利用最適化推進委員さんの位置づけが非常に期待されます。今後、おそらく権限等が与えられるかと思いますが、なかなか農地の集積等が中間管理機構、建設課でも上手く整理できない部分があります。隣り合わせで違う地権者だと、どうしても以前の既得権等で複雑なところがありますので、そのようなことに関しても、この推進委員さんの権限を持って整理できるような方向性にしていただけると、非常に助かります。今後、機会がありましたら、推進委員さんの位置づけを明確にいただけるとありがたいと思います。よろしくをお願いします。

事務局：ご意見、ありがとうございます。

新しい農業委員、最適推進委員の役割について、簡単に説明をさせていただきます。

新しい農業体制に、来年7月から移行いたしますが、農業委員については、このような会議で農地転用等の議案を審議していただくことがメイン業務となります。最適化推進委員は地元には張り付いていただき、今のお話にありましたように、農地の集積や農地パトロール等の業務をしていただくことになっています。最適化推進委員のほうで農地の集積等を進めていただくのですが、確かに農地集積は、円滑化と中間管理事業があり、なかなか面的集積が進まないという問題があります。これについては、農地最適化推進だけでは解決することはできません。この点は、地域と連携して進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

事務局：ありがとうございました。

今まで農業委員という方が三十数人おられましたが、その方々とは別に、農業利用最適化推進委員という地域に密着した農業委員のような方々ということで、地域に精通し、また担い手に集積を図るということです。農業委員は会議室で農地転用をするかどうかを専門的に審議する人ということです。この2つの役割に分担されるということです。そのように変わっていくということで、12月議会に関係議案を提出してありますので、新年から、各地域から応募、推薦いただき、最終的には7月から新しい委員に一新することになります。全国的にはもう少し早く移行している地域もありますが、安城市の場合は任期が4月ですので、その後の移行ということになります。

他に、ご意見等はございませんか。

事務局：長時間にわたりまして慎重審議をありがとうございました。

これをもちまして、平成28年度第3回安城市農業振興協議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。